

29医安第812号
平成29年9月27日

一般社団法人愛知県病院薬剤師会会長様

愛知県健康福祉部保健医療局長
(公 印 省 略)

麻薬の管理の徹底について（通知）

日頃から、本県の医薬安全行政に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、麻薬業務所における麻薬等の管理につきましては、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）」（以下、「法」という。）に基づき実施していただいているところですが、本県における麻薬業務所からの麻薬事故届出件数は、別添資料のとおり5年連続で増加しております。

その中には、麻薬を紛失するなど麻薬管理者による管理が十分実施されていない事例の他に、適正な手続きを行うことなく麻薬を廃棄した事例、麻薬診療施設が移転した際に麻薬管理者免許の新規申請を失念していた事例、誤調剤により交付した麻薬を麻薬処方箋に基づくことなく交換した事例など法違反となる事例も見受けられます。

つきましては、「医療機関及び薬局における麻薬・向精神薬・覚せい剤原料取扱の手引き」（<http://www.pref.aichi.jp/iyaku/tebiki/mayaku.html>）及び別添のチラシを御参照いただき、麻薬の適切な管理の再確認及び実施について徹底していただくよう貴会員への周知に御配慮ください。

なお、麻薬の所在不明、盗難及び法違反等必要があると認められる場合には、麻薬取締員等の関係職員による麻薬業務所への立入調査等を実施することがありますので、御承知いただくとともに、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

担 当	医薬安全課 毒劇物・麻薬・血液グループ
電 話	052-954-6305
ファクシミリ	052-953-7149

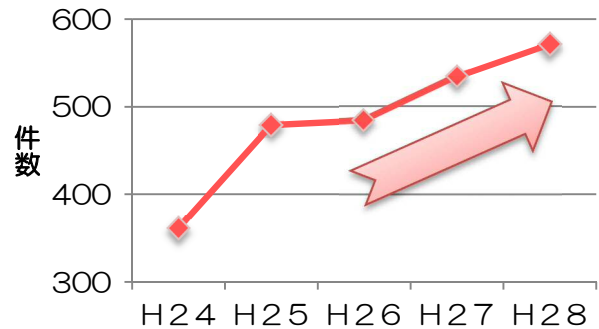
麻薬等の事故に御注意を！

麻薬等の滅失、盗取、所在不明等の事故を防ぐため、適切な管理について、麻薬業務所等での周知徹底をお願いします。

【県内の麻薬等事故届出件数】

種別 年度	麻薬	向精神薬	覚醒剤原料	計
H24	352	2	7	361
H25	472	3	4	479
H26	477	3	4	484
H27	518	12	4	534
H28	557	6	8	571
H29 4~8月末	243	3	5	251

麻薬等事故届出件数



※麻薬事故届は5年連続で増加しています。平成28年度の向精神薬事故のうち、盗難2件、処方箋偽造4件を含みます。また、平成29年度も8月末までに向精神薬の盗難が3件発生しております。

よくある御質問

Q1 麻薬の秤量誤差は、どうすればいいですか？

- ・A1 秤量誤差や自然減量が発覚した場合は、帳簿の在庫量を訂正してください。その際、麻薬管理者等が他の職員の立会いにより確認の上、麻薬管理者等が帳簿を訂正し、立会者の記名押印又は署名を残してください。

Q2 診療施設が移転します。届け出は必要ですか？

- ・A2 麻薬管理者がいる診療施設では、あらかじめ移転後の診療施設の麻薬管理者を新規申請し、麻薬施用者は移転後15日以内に記載事項変更届を提出してください。なお、移転前の麻薬診療施設は廃止となるため、麻薬所有量届等を提出してください。

Q3 誤調剤した麻薬を交付してしまいました。

- ・A3 速やかに患者等の状況を確認の上、一部でも服用した場合は事故届を提出し、服用していない場合は麻薬廃棄届を提出の上、愛知県職員の立会いの下に廃棄します。

Q4 患者から提出された麻薬処方箋に不審な点があります。

- ・A4 麻薬処方箋を発行した麻薬施用者に疑義照会を行ってください。偽造処方箋等の場合、交付後であれば速やかに、愛知県医薬安全課又は最寄りの保健所に連絡し、指示に従ってください。また、警察署にも届け出てください。

Q5 患者家族から不要な麻薬が返却されたので廃棄したいです。

- ・A5 診療施設では麻薬管理者等が、薬局では開設者若しくは管理薬剤師が他の職員の立会いの下で回収困難な方法で廃棄し、30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出してください。なお、麻薬帳簿又は廃棄用補助簿にその旨記載（裏面記入例を参照）してください。

Q6 調剤時に麻薬の錠剤を破損してしまいました。

- ・A6 可能な限り回収した上で麻薬廃棄届により廃棄し、回収できなかった分は麻薬事故届を提出してください。なお、患者に交付した麻薬を患者が服用後に吐き出した場合、施用に伴う消耗として他の職員の立会いにより廃棄し、記録を残してください。

○麻薬関係事務手続き

		病院・診療所・動物病院等麻薬業務所			麻薬小売業者 開設者
		開設者	麻薬管理者	麻薬施用者	
麻薬業務所の移転 (県内に限る)		注2) 所有量届等	免許申請+ 業務廃止届	変更届	免許申請+ 業務廃止届、 注2) 所有量届等
麻薬業務所の 開設者変更	名称変更有	注2) 所有量届等	免許申請+ 業務廃止届	変更届	
	名称変更無			届出等不要	
麻薬業務所の名称変更		届出等不要	変更届	変更届	変更届
麻薬管理者・施用者の 氏名・住所変更			変更届	変更届	

注1) 所有量、変更及び廃止届は事由発生後 15 日以内に提出してください。

注2) 廃止に伴い、他の麻薬取扱者に麻薬を譲渡した場合は、麻薬譲渡届を提出してください。

○麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記入例

品名 MSコンチン錠 10mg

年月日	受入		払出	残高	備考	
	卸売	患者				
H2X.10.1				10	前帳簿から繰越し	日付は譲渡証の日付 備考に実際の到着日
H2X.10.1	100			110	〇〇会社から購入 製品番号 12346 納入日：H2X.10.3	
H2X.10.2			18	92	〇山△夫（カルテNo.123）	調剤済麻薬を患者や その遺族から譲渡され た時、廃棄する場 合は残高に加えず（） で記載
H2X.10.3		(15)		92	〇山△夫（カルテNo.123）より返納 H2X.10.3 15 錠全て廃棄 立会者署名 H2X.10.25 調剤済麻薬廃棄届出	
H2X.10.31			10	82	陳旧のため廃棄 H2X.10.25 麻薬廃棄届提出 立会〇〇保健所 △山◇男 印	期限切れ麻薬など は、あらかじめ届出 て廃棄
H2X.11.1			1	81	1 錠所在不明 H2X.11.2 事故届提出	所在不明等の事故 は、速やかに届出

※帳簿の訂正は、管理者が二本線で抹消して訂正印を押印し、その脇に正しい文字等を記載すること。

※大量バイアルを分割して施用する場合には、別口座を設けて、バイアル（V）での管理からmL での数量管理を行い、患者ごとに麻薬帳簿に記載すること（品名、剤型、濃度別に分ける）。

※液剤の秤量誤差や自然減量により帳簿を訂正する場合は、管理者とその他の者の2名立会で記名押印すること。

麻薬、向精神薬、覚せい剤原料の管理は、手引きを参考にしてください。



「医療機関及び薬局における麻薬・向精神薬・覚せい剤原料取扱いの手引き」

愛知県 麻薬 手引き

検索